

# 福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱

(制定 平成 29 年 9 月 28 日 29 団指第 1680 号)

## (趣旨)

**第 1 条** この要綱は、災害等により被害を受けた農林漁業者の経営再建等を図るため、株式会社日本政策金融公庫が融資する農林漁業セーフティネット資金実施要綱(平成 19 年 3 月 30 日 18 経営第 7581 号)第 2 の 1 の(1)、(2)及び(3)の⑥に定める資金並びに農業協同組合及び信用漁業協同組合連合会が融資する資金に対し、予算の範囲内において利子助成金及び利子補給金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

**第 2 条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被害農林漁業者 災害等により被害を受けた農林漁業者をいう。
- (2) 公庫 株式会社日本政策金融公庫をいう。
- (3) 農協 農業協同組合をいう。
- (4) 信漁連 信用漁業協同組合連合会をいう。
- (5) 農協等 農協及び信漁連をいう。
- (6) 公庫資金 公庫が融資する農林漁業セーフティネット資金実施要綱第 2 の 1 の(1)、(2)及び(3)の⑥に定める資金をいう。
- (7) 農協等資金 農協及び信漁連が融資する資金をいう。
- (8) 災害対策資金 公庫資金及び農協等資金をいう。
- (9) 利子助成金等 利子助成金及び利子補給金をいう。

## (対象となる災害等の区分)

**第 3 条** 利子助成金等の交付対象となる災害等の区分は次の各号のとおりとする。

- (1) 特別災害  
特別災害とは、被害が著しく、かつ、地域農林漁業に及ぼす影響が大きいと知事が認めた災害等であって、別表 1 の 1 に定めるものとする。
- (2) 一般災害  
一般災害とは、前号以外の災害であって知事が認めたものとする。

## (対象者等)

**第 4 条** 利子助成金等の交付対象者は、前条に規定する災害により、農業にあつては農作物の減収量が平年収穫量の 30 パーセント以上で、かつ、減収による損失額が平年農業総収入額の 30 パーセント以上となった被害農業者、林業にあつては損失額が平年林業総収入額の 30 パーセント以上となった被害林業者、漁業にあつては損失額が平年漁業総収入額の 30 パーセント以上となった被害漁業者とする。ただし、農協等資金に対する利子補給金の交付対象者は、公庫資金の融資を既に限度額まで受けている被害農業者及び被害漁業者とする。

2 前項(ただし書を除く。)の規定にかかわらず、平成 26 年 4 月 1 日以降発生したキウイフルーツかいよう病(Psa3 系統)(以下「キウイフルーツかいよう病」という。)に関する利子助成金等の交付対象者は、キウイフルーツかいよう病により被害を受け、災害対策資金を借り受けた農業者とする。

3 第 1 項(ただし書を除く。)の規定にかかわらず、平成 29 年 7 月九州北部豪雨による災害(以下「平成 29 年 7 月の豪雨災害」という。)に関する利子

助成金等の交付対象者は、平成 29 年 7 月の豪雨災害により被害を受け、災害対策資金を借り受けた被害農林漁業者とする。

#### (利子助成金等の交付対象とならない融資等)

**第 5 条** 前条の規定にかかわらず、利子助成金等の交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利子助成金等の交付対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(第 3 号において単に「暴力団」という。)又は同条第 6 号に規定する暴力団員(次号及び第 3 号において単に「暴力団員」という。)である場合

(2) 暴力団員が役員となっている団体である場合

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合

2 公庫資金に係る利子助成金の交付申請において、借受者から委任を受けた農協等が前項第 2 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合は、利子助成金の交付対象としない。

3 農協等資金に係る利子補給を受ける農協等で、第 1 項第 2 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合は、利子補給金の交付対象としない。

4 利子助成金等の交付対象となる利子は、災害対策資金のうち、被害農林漁業者が経営の維持又は再建のために必要な資金に係るものとする。

#### (利子助成率等)

**第 6 条** 利子助成率及び利子補給率等については、特別災害にあつては災害等ごとに別表 1 の 1 に定めるとおりとし、一般災害にあつては別表 1 の 2 に定めるとおりとする。利子助成及び利子補給の期間については貸付実行日から 3 年、利子助成又は利子補給の対象となる限度額等については別表 2 のとおりとし、利子助成適格認定及び利子補給承認の期限については災害発生日から 6 月以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、キウイフルーツかいよう病に関する利子助成及び利子補給の期間については貸付実行日から 5 年とし、利子助成適格認定及び利子補給承認の期限については令和 8 年 3 月 31 日までとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、平成 29 年 7 月の豪雨災害に関する利子助成及び利子補給の期間については貸付実行日から 5 年とし、利子助成適格認定及び利子補給承認の期限については令和 8 年 3 月 31 日までとする。

#### (交付手続等)

**第 7 条** 利子助成金等の交付手続並びに利子補給金を交付するに当たり必要な農協等資金の借入申込手続及び貸付手続については、別記に定めるところによるものとする。

#### (利子助成金等の額)

**第 8 条** 利子助成金等の額は、被害農林漁業者ごとに毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間における災害対策資金の融資平均残高(延滞残高を除いた計算期間中の毎日の最高残高の総和を計算期間の日数で除して得た額とする。)に、第 6 条に定める利子助成率又は利子補給率をそれぞれ乗じた額とする。

#### (利子助成金等の打切り又は返還)

**第 9 条** 知事は、利子助成金等の交付対象者が、借り受けた災害対策資金を借入目的以外に使用した場合又は第 5 条第 1 項各号のいずれかに該当するに至った場合は、当該借受者に対する利子助成金等の交付を打ち切り、又は既に交付

した利子助成金等の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

#### (報告及び調査)

**第 10 条** 知事は、必要があると認めるときは、市町村、公庫、農協、信漁連及び利子助成金等の交付対象者から報告を求め、又は県の職員に調査を行わせることができるものとする。

#### (書類の提出)

**第 11 条** この要綱に基づき知事に提出する書類は、農業のうち公庫が直接借入者に融資する場合（以下「公庫直貸」という。）にあっては利子助成金等の交付対象者の住所地を管轄する農林事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

#### (利子助成金等の経理)

**第 12 条** 利子助成金等の交付対象者は、借り入れた災害対策資金についての収支簿を備え、他の経理と区別して災害対策資金の収入額及び支出額を記載し、災害対策資金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 利子助成金等の交付対象者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに利子助成事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

#### (福岡県補助金等交付規則との関係)

**第 13 条** 利子助成金等の交付については、この要綱に定めるもののほか、福岡県補助金等交付規則（昭和 33 年福岡県規則第 5 号（以下「規則」という。））の定めるところによる。

#### (補則)

**第 14 条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 9 月 28 日から施行する。

##### (経過措置)

2 この要綱の施行前に廃止前の福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱（平成 23 年 5 月福岡県告示第 800 号）の規定によってした処分又は手続きは、制定後の福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱の規定による処分又は手続きとみなす。

#### 附 則

##### (施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

##### (施行期日)

この要綱は、平成 30 年 8 月 29 日から施行し、平成 30 年 6 月 28 日から適用する。

附 則  
(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 12 月 10 日から施行し、平成 30 年 6 月 28 日から適用する。

附 則  
(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
(施行期日)

この要綱は、令和元年 5 月 31 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則  
(施行期日)

この要綱は、令和元年 10 月 2 日から施行し、令和元年 7 月 21 日から適用する。ただし、第 4 条第 7 項及び第 6 条第 7 項並びに別表 1 の 1 の改正規定中令和元年 8 月大雨による災害に係る部分は、令和元年 8 月 27 日から適用する。

附 則  
(施行期日)

この要綱は、令和元年 11 月 22 日から施行し、令和元年 9 月 22 日から適用する。ただし、別表 1 の 1 の改正規定中令和元年 8 月大雨による災害に係る部分は、令和元年 8 月 27 日から適用する。

附 則  
(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条から第 3 条まで、第 4 条第 8 項、第 6 条第 1 項、第 6 条第 8 項、様式第 2 号の 1、様式第 3 号、様式第 6 号の 2 及び様式第 7 号の 1 から様式第 9 号の 2 まで並びに別表 1 の 1 の改正規定中新型コロナウイルス感染症に係る部分は、令和 2 年 3 月 10 日から適用する。

附 則  
(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 9 月 3 日から施行し、令和 2 年 7 月 5 日から適用する。

附 則  
(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 10 月 28 日から施行し、令和 2 年 9 月 6 日から適用する。

附 則  
(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 12 月 23 日から施行する。

附 則  
(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 3 月 9 日から施行し、令和 3 年 2 月 13 日から適用する。

附 則  
(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 5 月 25 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則  
(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 9 月 3 日から施行し、令和 3 年 7 月 1 日から適用する。

附 則  
(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 10 月 7 日から施行し、令和 3 年 8 月 11 日から適用する。

附 則  
(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 6 月 27 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則  
(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 3 月 3 日から施行し、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。

附 則  
(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 26 日から施行し、改正後の福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱の規定は、令和 5 年度の利子補給金から適用する。

附 則  
(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 10 月 3 日から施行し、改正後の福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱の規定は、令和 5 年 6 月 29 日の利子補給金から適用する。

附 則  
(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、改正後の福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱の規定は、令和 6 年度の利子補給金から適用する。

附 則  
(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、改正後の福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱の規定は、令和 7 年度の利子補給金から適用する。

別表 1 (第 6 条 関係)

1 特別災害

(%)

| 災害等名                                             | 資金名<br>(融資機関)  | 基準金利               | 市町村利子助成率<br>及び利子補給率  | 利子助成率及び<br>利子補給率     | 末端<br>金利 |
|--------------------------------------------------|----------------|--------------------|----------------------|----------------------|----------|
| 平成26年4月1日<br>以降発生したキウ<br>イフルーツかいよ<br>う病 (Psa3系統) | 公庫資金<br>(公庫)   | 公庫金利※1             | 公庫金利×1/2             | 公庫金利×1/2             | 0        |
|                                                  | 農協等資金<br>(農協)  | 農業近代化資金<br>の基準金利※2 | 農業近代化資金の<br>基準金利×1/2 | 農業近代化資金の<br>基準金利×1/2 | 0        |
| 平成29年7月九州<br>北部豪雨による災<br>害                       | 公庫資金<br>(公庫)   | 公庫金利※1             | 公庫金利×1/2             | 公庫金利×1/2             | 0        |
|                                                  | 農協等資金<br>(農協等) | 農業近代化資金<br>の基準金利※2 | 農業近代化資金の<br>基準金利×1/2 | 農業近代化資金の<br>基準金利×1/2 | 0        |
|                                                  |                | 漁業近代化資金<br>の基準金利※3 | 漁業近代化資金の<br>基準金利×1/2 | 漁業近代化資金の<br>基準金利×1/2 | 0        |

※1 公庫金利とは、公庫が株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 12 条第 1 項に基づき定める金利をいう。

※2 農業近代化資金の基準金利とは、「農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」（平成 17 年 4 月 1 日 16 経営第 8870 号農林水産省経営局長通知）第 3 の 2 の（3）に基づき国から通知される農業近代化資金融通法（昭和 36 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 1 号に掲げる者に貸し付ける場合の欄に定める基準金利以内の金利をいう。

※3 漁業近代化資金の基準金利とは、「漁業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」（平成 17 年 4 月 1 日 16 水漁第 2708 号水産庁長官通知）第 4 の 2 に基づき国から通知される漁業近代化資金融通法（昭和 44 年法律第 52 号）第 2 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる融資機関が同条第 1 項に掲げる者に貸し付けるもののうち個人施設として貸し付ける場合の基準金利をいう。

2 一般災害

(%)

| 資金名<br>(融資機関)  | 基準金利               | 市町村利子助成率<br>及び利子補給率         | 利子助成率及び<br>利子補給率            | 末端<br>金利 |
|----------------|--------------------|-----------------------------|-----------------------------|----------|
| 公庫資金<br>(公庫)   | 公庫金利※1             | 0.0                         | 0.0                         | 公庫金利     |
| 農協等資金<br>(農協)  | 農業近代化資金<br>の基準金利※2 | (農業近代化資金の基準<br>金利－公庫金利)×1/2 | (農業近代化資金の基準<br>金利－公庫金利)×1/2 | 公庫金利     |
| 農協等資金<br>(信漁連) | 漁業近代化資金<br>の基準金利※3 | (漁業近代化資金の基準<br>金利－公庫金利)×1/2 | (漁業近代化資金の基準<br>金利－公庫金利)×1/2 | 公庫金利     |

※1 公庫金利とは、公庫が株式会社日本政策金融公庫法第 12 条第 1 項に基づき定める金利をいう。

※2 農業近代化資金の基準金利とは、「農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」（平成 17 年 4 月 1 日 16 経営第 8870 号農林水産省経営局長通知）第 3 の 2 の（3）に基づき国から通知される農業近代化資金融通法（昭和 36 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 1 号に掲げる者に貸し付ける場合の欄に定める基準金利以内の金利をいう。

※3 漁業近代化資金の基準金利とは、「漁業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」(平成17年4月1日16水漁第2708号水産庁長官通知)第4の2に基づき国から通知される漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号)第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が同条第1項に掲げる者に貸し付けるもののうち個人施設として貸し付ける場合の基準金利をいう。

別表2(第6条関係)

| 資金名<br>(融資機関)  | 償還期間  | 据置<br>期間 | 利子助成又は利子補給の対象となる限度額等                                                                                                                                                                          |
|----------------|-------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公庫資金<br>(公庫)   | 15年以内 | 3年以内     | 1 災害対策資金の利子助成又は利子補給の対象となる限度額は合計で500万円(ただし、利子助成又は利子補給の対象となっている災害対策資金の貸付残高がある場合は、500万円から当該貸付残高を差し引いた額。)                                                                                         |
| 農協等資金<br>(農協等) | 7年以内  | 3年以内     | 2 災害対策資金の貸付限度額は合計で500万円(ただし、農林漁業セーフティネット資金については、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の6/12に相当する額、または、粗収益の6/12に相当する額のいずれか低い額、また、利子補給の対象となっている農協等資金の貸付残高がある場合は、当該貸付残高を差し引いた額。) |

別記(第7条関係)

第1 公庫資金関係

1 公庫資金に係る利子助成金の交付条件

- (1) 利子助成の対象となる資金は、公庫資金とする。
- (2) 利子助成の対象となる農林漁業者は、公庫資金の借受者であり、第4条に規定する被害農林漁業者とする。
- (3) 知事は、市町村が公庫資金の利子助成を行う場合に限り、被害農林漁業者に対し利子助成を行うものとする。

2 公庫資金の貸付実行の通知

- (1) 公庫又は公庫の受託金融機関は、公庫資金を貸し付けたときは、農林漁業セーフティネット資金貸付実行通知書(様式第1号。以下「実行通知書」という。)を速やかに知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、実行通知書を受け付けたときは、速やかに市町村長に実行通知書の写しを送付するものとする。

3 公庫資金の利子助成適格認定手続及び公庫資金利子助成確約書の提出

- (1) 公庫資金の借受者が、公庫資金の利子助成適格認定を受けようとするときは、農業(公庫直貸を除く。)にあっては農協を通じ市町村を経由して、農業の公庫直貸にあっては市町村を経由して、公庫資金利子助成適格認定申請書(様式第2号の1。以下「適格認定申請書」という。)を速やかに知事に提出しなければならない。なお、申請者が法人等の場合は、適格認定申請書に役員名簿(様式第2号の2)を添えて提出するものとする。
- (2) 市町村長は、公庫資金の貸付けにつき利子助成をしようとするときは、適格認定申請書の市町村意見及び市町村証明の欄に記入及び押印の上、公庫資金利子助成に係る確約書(様式第3号)を添えて知事に提出するものとする。
- (3) 知事は、適格認定申請書を審査し、申請者が第5条第1項各号のいずれにも該当しないことを確認の上、適格であると認めたときは、借受者及び関係機関にその旨を通知するものとする。

4 公庫資金利子助成金の交付申請及び交付決定等

- (1) 利子助成適格認定を受けた者のうち、農協が利子助成金の交付手続等を代理して行う者は、当該農協に公庫資金利子助成金委任状(様式第4号。以下「委任状」という。)を提出するものとする。ただし、農業の公庫直貸を除く。
- (2) 利子助成適格認定を受けた者が利子助成金の交付を受けようとするときは、公庫資金利子助成金交付申請書(様式第6号の1。以下「交付申請書」という。)及び公庫資金利子助成交付申請明細書(様式第6号の2。以下「交付申請明細書」という。)を、毎年1月20日までに知事に提出しなければならない。なお、(1)に基づき農協に交付手続等を委任した者については、農協が公庫資金利子助成金委任者一覧表(様式第5号)を作成し、交付申請書、交付申請明細書及び役員名簿(様式第2号の2)を毎年1月20日までに知事に提出しなければならない。
- (3) 知事は、交付申請書を審査し、適当であると認めたときは、利子助成金の交付を決定し、交付申請者に対し通知するものとする。この場合において、規則第13条の規定による実績報告は、この交付申請によりなされたものとみなし、規則第14条の規定による額の確定は交付決定と同時にを行うものとする。
- (4) 市町村が行う利子助成金の交付手続については、市町村長が別に定める。

5 公庫資金利子助成金の支払

- (1) 知事は、原則として利子助成金の交付決定をした日の属する月の翌月の

- 末日までに交付決定を受けた者に対し、利子助成金を支払うものとする。
- (2) 利子助成金の交付を受けた農協は、速やかに当該利子助成金を借受者に支払わなければならない。
  - (3) 利子助成金の交付を受けた農協は、当該利子助成金を借受者に支払った後、利子助成金の交付を受けた月の翌月の末日までに農林漁業災害対策資金（公庫資金）利子助成金支払完了報告書（様式第 6 号の 3）を知事に提出しなければならない。

## 第 2 農協等資金関係

### 1 農協等資金の借入申込手続

- (1) 農協等資金を借り受けようとする者は、農協等資金借入申込書（様式第 7 号の 1 又は様式第 7 号の 2。以下「借入申込書」という。）を農協等に提出しなければならない。なお、借入希望者が法人等の場合は、借入申込書に役員名簿（様式第 2 号の 2）を添えて提出するものとする。
- (2) (1) の借入申込みを受けた農協等が、農協等資金を貸し付けようとするときは、農協等資金利子補給承認申請書（様式第 8 号の 1 又は様式第 8 号の 2。以下「承認申請書」という。）を市町村を経由し知事に提出するものとする。
- (3) 農協等は、福岡県農業信用基金協会及び全国漁業信用基金協会（以下これらを「信用基金協会」という。）の保証を付す場合には、債務保証委託申込書を信用基金協会に送付するとともに、債務保証の委託申込手続を代行するものとする。

### 2 農協等資金の利子補給承認手続

- (1) 市町村長は、1 の (2) の規定により提出された書類の送付を受けたときは、農協等と協議し、その内容を審査するものとする。
- (2) (1) の審査に基づき、市町村長は、承認申請書の市町村意見等の欄に利子補給の適否及び利子補給が適当であるときはその利子補給率を記入して知事に提出するものとする。
- (3) 知事は、承認申請書を審査し、申請者が第 5 条第 1 項各号のいずれにも該当しないことを確認の上、被害農業者及び被害漁業者ごとに利子補給の承認又は不承認を行うものとする。
- (4) 知事は、(3) の審査を行うときは、必要に応じて、関係機関の意見を徴するものとする。
- (5) 知事は、利子補給の承認又は不承認を行ったときは、市町村を経由して、農協等に対し、農協等資金利子補給承認書（様式第 9 号の 1 又は様式第 9 号の 2。以下「承認書」という。）により承認又は不承認の通知をするものとする。
- (6) 市町村長は、(5) の規定により知事が承認の通知をしたときは、資金の貸付けにつき利子補給を行う旨の契約を、速やかに農協等と締結するものとする。

### 3 農協等資金の貸付手続

- (1) 農協等は、承認書を受け付けたときは、速やかに貸付けを実行するものとする。
- (2) 貸付けの形式は、証書貸付けとする。
- (3) 農協等は、農協等資金を貸し付ける場合は、借入申込者の預金口座に振り込むものとする。
- (4) 農協等は、被害農業者及び被害漁業者に農協等資金を貸し付けたときは、農協等資金貸付状況報告書（様式第 10 号）を作成の上、市町村を経由して知事に提出しなければならない。

#### 4 農協等資金の利子補給

- (1) 知事は、農協等資金を貸し付ける農協等が、第5条第3項に該当しないことを確認の上、利子補給金を交付するものとする。
- (2) 農協等は、毎年1月20日までに次に掲げる書類を知事に提出するものとする。
  - ア 農協等資金利子補給金交付申請書（様式第11号）
  - イ 利子補給金交付申請明細書（様式第12号）
  - ウ 利子補給金交付申請内訳表（様式第13号）
  - エ 利子補給金計算明細表（様式第14号）
  - オ 役員名簿（様式第2号の2）
- (3) 交付申請書の審査は次に掲げる資料に基づいて行うものとする。
  - ア 承認書（様式第9号）
  - イ その他知事が必要と認める資料
- (4) 利子補給についての契約は、知事が農協等の長との間で締結する農協等資金利子補給契約書によって行うものとする。
- (5) 知事は、信用基金協会との契約に基づき、信用基金協会が農協等に対して債務保証を行うことによって受けた損失の一部について、予算の範囲内で損失補償を行うものとする。ただし、信用基金協会が第5条第1項第2号又は第3号に該当する場合には損失補償は行わないものとする。
- (6) 知事は(2)の書類を審査し、適当であると認めたときは、利子補給金の交付を決定し、農協等に対して通知するものとする。

この場合において、規則第13条の規定による実績報告は、この交付申請によりなされたものとみなし、規則第14条の規定による額の確定は交付決定と同時にを行うものとする。
- (7) 知事は、原則として利子補給金の交付決定をした日の属する月の翌月の末までに、農協等に対し、利子補給金を支払うものとする。
- (8) 市町村が行う利子補給金の交付手続については、市町村長が別に定める。

#### 第3 融資機関の報告事項

災害対策資金の融資機関は、次のとおり掲げる事実が発生又は判明したときは、直ちに知事に報告するものとする。

- (1) 借受者による任意の繰上償還
- (2) 借受者による災害対策資金の借入れ又は利子助成適格認定に際しての虚偽その他不実の記載
- (3) 融資機関による災害対策資金の期限前償還の請求
- (4) 借受者による災害対策資金の目的外使用
- (5) 借受者が第5条第1項各号のいずれかに該当していること。
- (6) 当初の償還計画の変更